

令和2年8月7日
学生部長
保健管理センター長

本学の活動指針が本日、レベル2に変更されたことを受け、8月における課外活動等における留意事項について通知します。

1 行動における基本的な対応について

国の専門家会議が示した「新しい生活様式の実践例」に沿った行動を行うとともに、第1種感染症指定医療機関である病院を有する大学に学ぶ者として、7月21日付け学長通知に基づき、家族以外での会食やクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等）や3密のある場所の利用は控える等の自粛行動等を行うこと。

2 クラブ活動について

クラブ活動については、8月11日（火）から活動禁止とする。また、学生ホール・花園学舎・河原町体育館、下鴨学舎北側グラウンド、クラブ Box への立入を禁止する。

3 行動履歴について

7月21日付け学長通知において、東京や大阪等感染患者が多発している都道府県への不要不急の移動についての自粛等を求めてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、これらの地域に加え 非常事態宣言等（改正新型インフルエンザ等対策特措法に基づくものの他、都道府県独自で発令のものを含む）が出された地域への不要不急の移動についても自粛するとともに、それらの地域から自宅（自宅通学者）もしくは下宿へ帰ってくる場合においては、登校予定日の2週間前までに帰るよう努めること。

なお、登校2週間前からの行動履歴について提出を求める予定である。（提出方法、回答期限等については別途学生課から連絡。）

(参考)

- ・警戒基準到達を踏まえた今後の対応について（学長通知）（本学HP）

<https://www.kpu-m.ac.jp/doc/news/2020/files/24576.pdf>

- ・大学等における感染症拡大予防のガイドライン（改訂版）（京都府HP）

<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/documents/20200805guideline-daigaku.pdf>